

# 案

## あま市立小中学校のあり方に関する基本の方針

あま市教育委員会

令和5年11月14日

あま市教育委員会は、あま市小中学校あり方検討委員会報告書を受けて、次の課題についてあま市立小中学校のあり方に関する基本の方針を決定した。

### (1) 小規模校と大規模校について

小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教育を行う学校を設置することを目指す。小中一貫教育を行う学校は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。

大規模校については、当面の間は現状維持とするが、過大規模校となることは望ましくない。

### (2) 施設等の共有化・複合化について

全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化する。ただし、その検討は慎重に行うものとし、施設の老朽化を考慮するものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進める。

### (3) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について

#### ①学校と家庭と地域のあり方

学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進する。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は、広く市民へ広報する。

学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標とする。

#### ②学校間交流のあり方

幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援する。市内幼保小及び

小中学校間の交流を支援するが、過度な負担とならないよう配慮する。

### ③特別支援教育における学校のあり方

校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行う。

特別支援教育について、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やe - ラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図る。

### (4) ICT利活用について

先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進める。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進する。

小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かす。

教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指す。

### (5) 働く場としての学校

ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進する。

教職員の本務以外の仕事をスクールサポーターや学校運営協議会による地域への取り組みによって担えるように推進する。

子ども家庭センターとの連携を推進し、スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーなどの専門職による分業によりチーム学校での学校運営を進める。

教職員の在校時間を可視化し、集計することとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をする。

中学校部活動の地域移行を推進する。

### 対象期間

この基本方針の対象期間は、

令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

対象期間経過後は、新しい基本方針等に変更するか継続とするか検討するものとする。